

# 資料集

## 〈目次〉

### 【番組放映前の右翼の動向】

1. NHKの『反日偏向』を是正する国民会議「NHKはETV2001の放送を中止せよ」（2001年1月25日）
2. 「女性国際戦犯法廷：NHK教育テレビで放送：偏向内容に各方面から抗議」（『神社新報』第2590号、2001年2月26日）

### 【放映直後の声明等】

3. VAWW-NET 日本の「公開質問状」（2001年2月6日）  
→NHK教養番組部吉岡民夫部長からの回答（2001年2月13日）
4. 出演者4人の「申し入れ書」（2001年2月16日）
5. 海外の研究者・批評家からの「抗議および要望」（2001年3月15日）  
→NHK教養部吉岡民夫部長からの回答（2001年3月27日）
6. 市民・視聴者による「わたしたちの見解と要望」（2001年6月9日）  
→NHK番組制作局出田幸彦局長からの回答（2001年6月29日）

### 【米山リサ氏によるBRC申立関連】

7. 「申立書」「権利侵害申立書補充書」（抄録）「発言対照表」（2002年8月2日）
8. BRCによる「見解」（2003年3月31日、抄録）
9. メキキ・ネット「BRC決定についての私たちの見解と要望」（2003年6月20日）  
→NHK視聴者ふれあいセンター岡本信行センター長からの回答（2003年7月3日）

この資料集は、「メディアの危機を訴えるネットワーク」（略称メキキ・ネット）が2005年2月7日に東京ウィメンズプラザで開催した集会「緊急シンポジウム！NHK番組改変・政治介入事件の原点を徹底検証」（2005年2月7日、於東京ウィメンズプラザ）のために作成したものの一部です。同様の趣旨の集会などで自由に再配布していただいてもかまいません。メキキ・ネットは、近日中にここに掲載した資料を含む本を一葉社から刊行する予定です。問い合わせなどは下記までお願いします。

Homepage: <http://www.jca.apc.org/mekiki/>

E-mail: [mekikinet-owner@yahoogroups.jp](mailto:mekikinet-owner@yahoogroups.jp)

Fax: 020-4666-7325

# 1. NHK の『反日偏向』を是正する国民会議 「NHK は ETV2001 の放送を中止せよ」(2001 年 1 月 25 日)

## 《解説》

「NHK の『反日偏向』を是正する国民会議」を名乗る団体による「鐵扇會」のネット掲示板への書き込み。

「NHK の『反日偏向』を是正する国民会議」に関して、『国民新聞』(2001 年 3 月 12 日付) は次のように記している。

「放送直前の 1 月 27 日、「維新政党・新風」千葉県本部の西村修平本部長が代表を務める「NHK の『反日・偏向』を是正する国民会議」のメンバーや「チベット自由と人権委員会」代表の酒井信彦東大教授ら約 30 人が放送中止を NHK に申し入れ、「大日本愛国党」も街宣車で NHK に駆けつけなどして、放送内容の大幅改変に功を奏した」。

投稿者： NHK の『反日偏向』を是正する国民会議

投稿日： 01 月 25 日 木 19:00:04

反日陰謀家・松井やよりの『国際女性戦犯法廷』と言う茶番ショーがテレビで放送される。(戦争をどう裁くかと称して 1 月 29 日から NHK 教育 TV22:00~) 天皇の冒瀆と日本の没落をライフワークとするのが松井やよりだ。その松井が、教育 TV の反日プロデューサーと共謀し、先帝陛下を”戦争犯罪人”と決め付け、根拠なき日本の”非道”をあげつらうおぞましき番組。

## 《NHK の目的は》

松井やよりは 3 月 8 日オランダ・ハーグで海外のマスメディアを動員し、先帝陛下の”戦争責任”の追及、さらに『アジアの侵略と慰安婦制度の根源は天皇制にあり』とするプロパガンダの実行を宣言している。朝日新聞と海外メディアも同様に、『法廷』におけるこの目的が成功したと述べている。『東京裁判』では不十分なるが故、いま一度”戦争責任”をでっち上げ日本人の精神的自立にトドメを刺す洗脳教育。NHK はそれがため、公共の電波を使い『反日ウイルス』を国民に注入する役を分担したのだ。松井と NHK の恐るべき『反日・偏向』合作と言って良い。

## 《『法廷』とは反日政治集会》

この『法廷』と称する政治集会には一般人の参加は許さ

れなかった。反日と言う『法廷』の趣旨に同意する誓約書を提出した者のみが出席。いわば日本叩きの『政治集会』を 4 日間に渡って公共の電波にのせるなど言語道断、放送法の蹂躪もここに極まれりだ。

## 《なぜ取り上げないのか？チベットと北朝鮮の悲劇》

女性の人権云々ならば、世界最大の人権蹂躪国家・中共・北朝鮮を何故に同番組の俎上に載せないのか？チベットの強制収容所では、支那人看守がチベット人女性を好き勝手に慰みものになっているぞ。北朝鮮では、飢えのため婦女子が支那人に売り買いされているぞ。罪なき日本女性が、北朝鮮に拉致され泣いているぞ。NHK よ、ETV2001 よ、この現在の悲劇には目をつぶるのか？そしてありもしない『日本軍の性奴隷』を何故にデッチ上げるのか？目的が”日本叩き”にある故、普遍的な『女性の人権』などいささかも眼中にはないのか？『女性の人権』を反日の道具にするとは何たるおぞましき！

視聴者は、醜悪な NHK のダブルスタンダードをもう許さない。視聴料・国民の血税あつての NHK である事を忘れるな！ただちに ETV2001 の中止を断行しろ！

抗議先・NHK TEL 03-3465-1111

FAX 03-3467-1988

## ◆視聴者の良識が NHK に勝利！

投稿日： 02 月 08 日 木 20:23:17

過日、NHK において放送されました「ETV2001」について、鉄扇会様から受けましたご指摘(鉄乃扉において)について、遅れ馳せながらご説明申し上げます。

NHK 側は、当初この番組をいわゆる、「女性国際戦犯法廷」なる茶番を正当化し、日本の戦争犯罪を動かざる物とする為のプロパガンダとして利用する目的を持って制作する構えをみせていました。

しかし、良識ある一般の方々からの多数の抗議電話、さらに 1 月 27 日~28 日にかけて行われた、一般市民有志の方々からの直接抗議(両日計 60 人強)等が功を相し、NHK 側が番組内容を大幅に変更、結果としてあのような反日プ

ロパガンダとしてはいかにも骨抜きな物にする事ができたと  
言う訳であります。

番組内容自体やはり反日であり、とても国民が支払って  
いる受信料をもって作られた番組としては納得できるよう  
な物ではありませんでしたが、それでも秦郁彦教授の、戦  
犯法廷に対する矛盾点を突くインタビューが大幅に長く流  
された事(当初 NHK 側は、裁判長・主席検察官に関する  
指摘等をカットする腹だったとの事)、慰安婦強制連行につ  
いて一言も言及した人物がいなかった事などを見ても、今  
回の ETV2001 に対する件では、国民の良識が NHK に勝利

したと言う事ができるのではないかと私は考えております。

NHK に対する抗議に関しましては、鉄扇会様の「鉄乃扉」  
お借りいたしました事、誠にありがたく思っております。

当会議は今後とも、あらゆる偏向報道と戦って行く所存  
でございますので、その際は鉄扇会様にも、是非ご協力の  
程なにとぞよろしくお願い申し上げます。

(出典) <http://www.tetsusenkai.net/official/etv/toukou.htm>

## 2. 「女性国際戦犯法廷：NHK教育テレビで放送：偏向内容に各方面から抗議」 (『神社新報』第 2590 号、2001 年 2 月 26 日)

### 《解説》

番組放映後の記事だが、放映以前の状況についても詳し  
い。特に「日本政策研究センター(伊藤哲夫所長)はこの  
事実を周知するとともに、NHKに対し抗議し、放映  
中止を要求した」という記述が注目される。日本政策研  
究センターのホームページでは、「創立 20 周年、各界か  
らのメッセージ」として、安倍晋三、中川昭一、西尾幹  
二などのメッセージが掲載されている。このメッセージ  
で、安倍晋三は、伊藤哲夫所長との関係について次のよ  
うに記している。

「私が所長の伊藤さんに初めてお目にかかったのは今  
から十年くらい前、まだ当選してあまり時間が経ってい  
ない頃だったと思います。他の若手議員と一緒に、日本  
の中学校の歴史教科書で育った子どもが果たして歴史  
やこの国に誇りを持てるだろうか、そんな問題意識を持  
っていました。そして伊藤さんから色んなヒントを与え  
ていただいて出来たのが「日本の前途と歴史教育を考  
える若手議員の会」です。爾来、日本の基本的な問題に関  
わることについては、いつも伊藤さんと一緒に考えさせ  
てもらいました。 爾来、日本の基本的な問題に関わる  
ことについては、いつも伊藤さんと一緒に考えさせても  
もらいました。」

### 女性国際戦犯法廷

NHK教育テレビで放送

偏向内容に各方面から抗議

昨年の開戦記念日、つまり十二月八日から九段会館で開  
催された「女性国際戦犯法廷」は非政府組織(NGO)が  
主催した模擬法廷だったが、昭和天皇を「人道に対する罪

で有罪」などとし、日本政府に国家として謝罪することを  
求めるといふ、極めてイデオロギー的に偏った内容で、各  
方面からの響きを買った。この「法廷」が、一月二十九日  
からのNHK教育テレビのシリーズ番組で放映され、中立  
公平であるべきNHKが「偏った放送をした」と論議が沸  
き起こっている。

「女性国際戦犯法廷」(主催は日本、韓国、フィリピンの  
代表を長とする国際実行委員会)は十二月八日から五日間、  
東京の九段会館で開かれ、韓国、フィリピン、オランダな  
ど八カ国の「被害女性」六十四人も参加し、およそ二千人  
が集まった。

三日間にわたって「審理」し、昭和天皇をはじめ東条英  
機ら日本軍の司令官らを訴追。「被害女性」はそれぞれに自  
らの体験を涙ながらに訴へた。しかし、そこには「被告」  
はあらず、反論の余地もない。証言の事実確認もできない。

「裁判官」は、「起訴」された中で

《中核の被告人・天皇裕仁の、強かんと「慰安婦」と呼ば  
れる軍性奴隷制の制度についての責任の評価に焦点をあて  
ることにした》(「認定の概要」より)

として、その結果、次のやうに昭和天皇と日本政府の法的  
責任を指摘した。

《天皇裕仁は強かんと性奴隷制についての責任で有罪》

《(日本政府は)「慰安所」制度の設置と運営について国家  
責任を負うと判定》

さらに「勧告」では、日本政府に対して《完全で誠実な  
謝罪を行うこと。「慰安婦」に対し許しを請い、法的責任を  
認め》ることや、元連合国に対しては《東京極東裁判で昭  
和天皇が訴追されなかった理由を述べ、全ての文書を公開  
すること》などを求めた。

主催者によるとこれらの「最終判決」は、来る三月八日の国際婦人デーに発表されることになってゐる。

むろん、これは単なる模擬法廷であつて法的拘束力も何もないショーに過ぎず、参加者も「法廷の趣旨に賛同する」との契約書への署名をした人しか「入廷」を許されなかつた。会場の九段会館や運営母体の日本遺族会にも「なぜそんな集会をやらせてゐるのか」と、抗議の電話がくるなど、非難を浴びてゐた。

#### NHKに抗議と中止を要求

このやうな思想的に偏つた集会を、NHK教育テレビのETV2001シリーズ「戦争をどう裁くか」で取り上げることが放送前に分かつたため、日本政策研究センター(伊藤哲夫所長)はこの事実を周知するとともに、NHKに対し抗議し、放映中止を要求した。

結局、番組は予定通り一月二十九日から四夜連続で放映された。第二回で「法廷」を取り上げ、第三回も「法廷」と並行しておこなはれた「現代の武力紛争下の女性への暴力国際公聴会」を扱つた。この「公聴会」も同じ主催者で、「日本軍性奴隷制のやうな過去の性暴力を処罰しなかつたことが、現在世界各地で起こつてゐる武力紛争下の性暴力につながつてゐる」といふ理由でおこなはれたものだ。

放映に反対した人々は「かうした企画をあへて放映したといふことは、NHKがこの一部の人々の主張を承認したと受け止められても仕方がない」と促へて、「公平さを欠き、公共放送としては致命的」と問題視してゐる。

それでも、放送前の予告編からその偏向ぶりにあきれた国民から抗議が入つたことで、第二回の内容に「改善」しようとの跡が見られる。

偏つたコメンテーターの中で異色たつたのが秦郁彦氏で、この法廷を「法常識を絶してゐる」「被疑者の人権がない」と批判した。関係筋によると、抗議を受けたNHK側が内容をチェックしたところ、実際に偏向がみられたため、急遽秦氏を追加取材し、不適切な部分を削除したやうだといふ。

これら「改善」の跡は、「法廷」の主催団体の一つである「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(代表・松井やより元朝日新聞編集委員)が放送後に出した、NHKへの公開質問状を見るとわかりやすい。

彼女らは

《当初の企画を大幅に変更し、『女性国際戦犯法廷』について視聴者に誤解と偏見をもたらす内容となつており、…略…私たちは到底この番組を受け入れられません》

《海外でも『天皇有罪の歴史的判決を下した』と大々的に

報道されたこの民間法廷が、これまでの綿密な取材の成果としてきちんと視聴者に伝わる番組になると信じていました》

と、企画段階から協力しあつて進めてきた番組が期待してゐたものになつてゐなかつたことに不満をぶつた。

そして問題点として、

▼秦氏ら右翼がこれまで主張してきた「慰安婦」商行為論や公娼論が繰り返されただけで「法廷」で明らかになつた事実も法理論も視聴者に伝えられなかつた

▼中立であるべき司会者が「法廷」の欠陥をあげた

▼二人のコメンテーター発言が不自然にカットされた

▼「法廷」を批判、非難、誹謗する発言を放映しながらそれらに対する主催者側の言ひ分を重ね合はせてゐない——などをあげ、以下の質問への回答を求めた。

(1)当初の企画意図に沿つて直接の番組取材制作者が作成したものを、どのやうな過程をへて、あのやうに変更したのか

(2)「天皇有罪」などの肝心の判決内容を紹介しなかつたのはなぜか。天皇の戦争責任については触れてはならない、と番組制作過程で決定したのか、それともすでにルールがあるのか。「天皇有罪」の法的根拠がないと判断したのか

(3)どのやうな右翼団体がどのやうな要求をし、どう対応したのか

——など質問は十二項目にわたつた。しかしながら、前述したやうに、放送が公平公正でありたといふことには疑念の声が多い。公開質問状で記されてゐるやうに、NHKは準備段階から「法廷」を取材してきた。

『「趣旨に賛同」といふ誓約書に署名した者だけが参加できる閉鎖的、かつ非公正な集会がNHKで放映されたといふことは、NHKは最初からこの「法廷の趣旨に賛同する者」との認定の下で取材を許されたといふことを推測させる。この番組の作成者と「法廷」主催者の関係はどのやうなものだったのか?」

と、番組企画段階からの疑問が投げかけられてゐる。

実際の放送では流れなかつたが、収録では昭和天皇の「有罪」判決文と場内の歓声があがるVTRを見た後に、コメンテーターの米山リサ・カリフォルニア大学準教授は「判決で示された正義が実現されるためには、いま現実に存在する差別や不均衡を変へていく社会変革なしにおこなへない。法の判断を生かすには、社会変革が必要」とし、さらにこの「法廷」に法的実行力がないことについて「従軍慰安婦制度が国家犯罪であつたこと、責任者の処罰や補償の義務が果たされてこなかつたことが公に明記されること、そのこと自体に大きな価値がある」と述べてみたといふ。

実際の放送では、「日常的な男女の関係をジェンダー（社会的文化的性別）の関係として見直さなくてはならない」と、日常的に女性が男性や民族の「所有物」とされてゐることを問題視する発言をした。

国際刑事裁判所の設置へ？

「法廷」の目的を主催者は「慰安婦が女性に対する戦争犯罪であったことを明らかにし、日本政府に戦争責任・戦後責任を取らせる手がかりにする」こととしてゐる。主催者代表の松井やより氏はあるインタビュー記事でかう語つてゐる。

《問題は戦後、日本が天皇を含めて戦犯を誰一人裁いたことがないということです。それどころか靖国神社に祀つて英霊として称え、閣僚が参拝しているのです。だから旧日本軍の将兵たちは、国家の責任だ、天皇や上官の命令だ、戦争だから仕方ない、などと自分の非を認めようとしません。戦犯処罰はタブーになってゐます》

《法的効力をもつものではないにしても、「女性国際戦犯法廷」を開いて、「慰安婦」制度が奴隷であったことを明らかにし、日本政府が法的責任を取るよう国際世論を強めた

いのです》

「法廷」主催者は国際刑事裁判所（ICC）の発足を目指して活動をつづけていくといふ。

自民党総務部会でも議論に

NHKが流したETVシリーズ「戦争をどう裁くか」の問題は、自民党総務部会・電気通信調査会でNHK予算の審議の中でも取り上げられた。

「構成が国家謝罪への流れになってゐる」「いろいろ議論になってゐる問題を、同じ考への人だけでやつてゐる茶番劇を流した。真実に基づき公平公正の報道の姿勢が守られてゐない」などの批判の声があつた。が、その一方で「目くじらを立てるほどではない」「番組内容と予算審議は切り離して考へるべき」などの意見が自民党内からも出てゐるのも事実である。

今回の番組には、放送前後にあらゆる立場の人々から抗議が寄せられた。これらにどう対処していくか。「専門的機関を設置すべき」との意見も出てゐる。

（出典）『神社新報』第2590号

### 3. VAWW-NET ジャパンの「公開質問状」(2001年2月6日)

→NHK 教養番組部 吉岡民夫部長からの回答(2001年2月13日)

#### 《解説》

NHKによる取材に協力した VAWW-NET ジャパン関係者は、放映された番組に対して、深い憤りと失望を抱いた。この公開質問状に続いて、2月24日には「女性国際戦犯法廷」国際実行委員会が「日本のNHKに対する抗議声明—右翼勢力の圧力下の「女性国際戦犯法廷」番組改ざんに対して—」を発し、さらに7月24日には東京地方裁判所に提訴するにいたつた。現在も係争中である。

NHK ETV2001シリーズ「戦争をどう裁くか」第2回「問われる戦時性暴力」(1月30日放映)についての見解と公開質問状

渋谷区神南 2-2-1

NHK海老沢勝二会長 殿

2001年2月6日

「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク  
(VAWW-NET ジャパン)

代 表 松井やより

事務局長 東海林路得子

去る1月29日から2月1日まで4回にわたるETV2001シリーズ「戦争をどう裁くか」は戦時下の暴力を人道に対する罪として裁くべきだというテーマを国際的な広がりの中でとりあげた企画として評価しております。しかし、シリーズ第2回の「問われる戦時性暴力」で放映されたものは、当初の企画を大幅に変更し、「女性国際戦犯法廷」(以下「法廷」と記す)について視聴者に誤解と偏見をもたらす内容となつており、この番組制作に全面的に協力した私たち「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(VAWW-NET ジャパン)は到底この番組を受け入れることができません。

その理由は以下のとおりですが、この理由に基づく公開質問状にNHKとして責任ある説明を求めます。

取材協力の経過

VAWW-NET ジャパンは主催団体の一つとして昨年12月8-12日東京で開催した「女性国際戦犯法廷」を紹介する番組(シリーズ第2回の「問われる戦時性暴力」)を作りたいとのNHKからの申し入れを受け、「法廷」準備過程からの取材撮影に協力致しました。戦時性暴力が人道に対する罪として裁かれるようになった世界的潮流の中に「女性国際戦犯法廷」を位置づけ、公正な映像記録にすることが企画意図だと理解したからです。

特に、「法廷」が近づいた昨年11月に入ると、VAWW-NET ジャパンのメンバーやボランティアの女性たちの国際的な活動ぶりや運営委員会などの準備状況を克明に取材撮影することに協力し、起訴状など膨大な資料を提供し、VAWW-NET ジャパン代表は「法廷」の目的や組織などについて一時間以上のインタビューも受けました。

そして、「法廷」に参加した被害者や国内外の参加者が異口同音に「感動した」という感想を述べ、海外でも「天皇有罪の歴史的判決を下した」と大々的に報道されたこの民間法廷が、これまでの綿密な取材の成果としてきちんと視聴者に伝わる番組になると信じていました。

1月に入ってから、このETV2001シリーズを右翼が知り、この番組に反対しているという情報が私たちにも入りましたが、私たちはNHKが右翼やその他外部権力の介入をはねのけて、企画通りの番組が放映されると信じていましたので、ぜひともこの番組を見るようにと、会員を通じて広く呼びかけ続けてきました。

#### 番組の問題点

しかし、放映されたシリーズ第2回は、私たち「法廷」主催者が想像もしていなかった内容展開であり、「法廷」について視聴者に重大な誤解を与えるものでした。私たちはこの番組に大変驚き、また怒りを感じました。

その理由は次の通りです。

1) 「女性国際戦犯法廷」といいながら、その日時や会場や参加者数などの基本的な事実を全くあげず、肝心の主催団体(VAWW-NET ジャパンなど)・主催団体代表者(松井やより共同代表や尹貞玉、インダイ・サホール国際実行委員共同代表など)が一切紹介されなかった(シリーズ第3回には公聴会主催団体名や主催者バヒダ・ナイナルの発言があった)こと、

2) 「法廷」の最も核心である、誰が起訴されたか、どんな判決(天皇有罪、国家責任)が出たか一切説明がなかったこと、

3) 「法廷」では20余人の被害者証言があったのに、2人だけの証言をごく短く取りあげたのみで、「法廷」内もほとんど映し出さなかった(公聴会では何人もの証言をとりあげ、会場もずっと映し出していた)こと、

4) 2回もの長時間を割いて秦郁彦氏の次のように「慰安婦」の存在を否定しようとする不正確かつ片寄った発言を放映しながら、それに対して「法廷」主催側に反論・訂正する機会が与えられなかった(反論・訂正をさせないのは、番組制作者が秦氏と同じ認識をもっているともとれる)こと、

- ・ 被告弁護人がいないというが、「法廷」ではアミカス・キュリエ(法廷助言者)として弁護士が被告の国の立場をきちんと説明した。
- ・ 裁判官と検事がアメリカ人だと非難したが、二人ともアフリカ系アメリカ人であり、戦時性暴力を初めて人道に対する罪で裁いた旧ユーゴ国際戦犯法廷関係者である。加えて、他の地域の裁判官、検事もいるのにそれにはふれなかった。
- ・ 被告は東京裁判ですでに裁かれたのだから、一事不再理で同じ被告を二度裁くのはおかしいというが、東京裁判において被告は性暴力、特に性奴隷制犯罪については問われていない。
- ・ すでに時効であると主張しているが、戦争犯罪や人道に対する罪に時効はないことが国際的な合意になっていることは、シリーズ第1回の番組でも強調されていた。
- ・ 被害者証言に証人がいないと言い、証言に信憑性がなにかのような発言があったが、秦氏は判決日のみを傍聴し、「法廷」中の起訴状の中味や証言は聞いていないはずであり、従ってこのようなコメントをする立場になく、この発言は無責任である。「法廷」では、証言した一人の北朝鮮の被害女性については連合軍側に残されていた証拠が提示され、多くの証言者の証言もその他の資料で裏づけされており、また、被害者同士や地域の目撃証言が提示された。
- ・ 売春は当時合法行為であり、「慰安婦」は親によって同国人の周旋屋に売られ、商行為をしていたというが、秦氏は朝鮮半島以外での強制連行、集団強かんと直結している慰安所については触れていない。93年の官房長官談話でも、「詐欺的、暴力的」徴集を認めており、この「法廷」ではアジア太平洋全域にわたる性奴隷被害の実態を証言と日本軍や連合軍側の文書証拠によって明らかにし、さらに、指揮命令系統や責任者もはっきりさせた。これらの解明は、各国の被害者支援グループや歴史、法律などの専門家が力を結集し、2年

以上にわたる国際的な調査活動の成果である。しかし、番組では、秦氏ら右翼がこれまで主張してきた「慰安婦」商行為論や公娼論が繰り返されただけで、「法廷」で明らかになった事実も法理論も全く視聴者に伝えられなかった。

5) 中立であるべき司会者が「法廷」の欠陥を何点かあげて番組を始め、そのまま番組が終わっていること、「法廷」憲章にも判決概要にも、国家主権に基づく裁判と全く同じ適正法手続き (due process) などは考えられていない民間法廷であるこの「法廷」の特色は明記されているにもかかわらず、その点について述べられなかったことは、この「法廷」がいかに不当で恣意的な裁判であるかのように印象づけるものである

6) 2名のコメンテーターの発言が不自然にカットされ、本人たちの日ごろ主張する発言がとりあげられていなかったこと、これには、本人の了承を得ないで勝手に番組に適合する部分だけ選んだ印象を受けた

7) 裁く、つまり処罰 (刑事裁判) がテーマであるにも関わらず、その言葉は全くなく、特集テーマでない「慰安婦」損害賠償請求訴訟を詳しく紹介し、補償の問題に重点をずらしていたこと、

8) 国民基金を紹介したときに、委員を辞退した三木睦子夫人をわざわざ映していたのも意図があったように印象づけられたこと、

9) 番組終了予定時間より5分ほど短く放映され、更に内容も、シリーズ第2回のタイトルが出る前に、前回の映像を不必要に長く流したり、趣旨と関係のないフリップを何度も示したことは、不自然な時間の空費であり、元々編集されていた「法廷」の映像を急遽カットした分の時間を穴埋めしたとしか思えないこと、

10) 「法廷」に対し、海外、国内からの参加者の感動の感想が多数寄せられるほど熱気に満ちた4日間の「法廷だったにもかかわらず、その雰囲気は全く伝えられなかったこと、

11) 「法廷」を批判、非難、誹謗する発言を放映しながら、それらに対する主催者側の言い分を全く重ね合わせないという、一方的で、歪んだ偏向報道であり、公正中立を守るべき公共放送として許されない内容であること、

12) 加害国、被害国、その他の国々の女性たちの国際協力で開廷した「法廷」の名誉を毀損するものであり、特に、被害者を侮辱し、人権を侵害するものであること、

13) 日本以外の国に関わるシリーズ第1、3、4回目と比べても、この第2回は裁かれる側の日本政府などの戦争・戦後責任に触るのを避けていることで、戦後責任に加担する結果になっている、と判定せざるを得ないこと、

以上の理由により VAWW-NET ジャパンは、NHK会長宛て公開質問状を送ることに致しました。

## NHKへの公開質問状

なぜこのような番組を放映したかについて、公共放送であるNHKは視聴者、取材協力者に説明責任を持っていないので、以下の質問にご回答をお願いします。

1) 当初の企画意図に沿って直接の番組取材制作者が作成したものを、NHKはどのような過程を経て、あのように変更したのですか。

2) 変更することを取材協力者、対象者である VAWW-NET ジャパンになぜ説明しなかったのですか。

3) NHK外部の番組制作者はある時点からは外され、内容も知らされないままNHKが最終的に番組を制作したというのは事実ですか。

4) 「法廷」の規模や構成、趣旨説明などが一切出されなかった理由は何ですか。

5) 「天皇有罪」などの肝心の判決内容を紹介しなかったのはなぜですか。天皇の戦争責任については触れてはならない、と今回の番組制作過程で決定したのですか。それとも、すでにNHKにそのようなルールがあるのですか。「天皇有罪」の法的根拠がないと判断されたのですか。

6) 「慰安婦」問題で専門学者から批判されており、しかも「法廷」には最終日の判決日しか参加していない秦郁彦氏をなぜ急遽訪問取材したのですか。彼の不正確な内容に対し、当事者に反論・訂正の機会を与えなかったのはなぜですか。

7) 番組出演者にも番組内容を事前に知らされなかったというのは事実ですか。

8) この番組について、右翼がNHKの建物に入るなど妨害があったと聞いていますが、どのような右翼団体がNHKに対してどのような要求をしたのですか。それにどう対応したのですか。右翼のホームページに「NHKは追加取材に走り始めた」と書いてあるそうですが、右翼の妨害に対するNHKとしての姿勢はどのようになっているのですか。

9) 自民党など政権与党の政治家からの働きかけがあったのですか。あったとすれば、どのような圧力でしたか。それにNHKはどう対応したのですか。予算を削られはしないかという危惧などで政治的圧力を無視できないのですか。

10) あの番組制作に、外部からの介入の影響はなかったとしたら、NHK独自の判断でなぜあのような不公正な番

組を作ったのですか。

1 1) アナウンサーの最初の問題提起も、反論の機会が無ければ「偏向」になりますが、なぜわざわざ言わせたのですか。

以上の1 1項目の質問に対して、誠意ある回答をお願いします。

VAWW-NET ジャパン 600 余人の会員だけでなく、延べ5千人(海外参加者を含む実人数約 2600 人)の「法廷」参加、傍聴者、特に8カ国64人の被害女性、国内、海外の無数の「法廷」支持者、「法廷」を報道したメディア、特に大きく報じた海外メディア、そして「法廷」に関心を持つ視聴者が、被害女性の人権と報道の自由に関わる問題として、回答に注目しています。

「法廷」の報道について外国に比較して国内メディアがきわめて消極的な中で、E T V特集が「法廷」を取り上げるにより、辛うじて広く伝わると期待していただけに、大変残念です。戦争中、例えば南京虐殺について海外メディアは詳しく報道したのに、日本のメディアは一切報道しなかった状況を思い起こします。再び、国家主義勢力が強まる現在、報道の自由が侵され、国民は真実を知る権利を奪われるという事態に私たちは大変危機感を持っています。それゆえに今回の「番組」改変を、歴史の闇に葬り去ってほならないと思います。

日本人だけではなく、この「法廷」を開き、支持した世界30数か国の人々すべてに、真相を明らかにするように強く求めます。

回答はVAWW-NET ジャパン代表および運営委員と直接会っていただき、口頭および書面で2月14日までをお願いします。

VAWW-NET ジャパン  
代 表 松井やより  
事務局長 東海林路得子

2001年2月13日

「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク  
代 表 松井 やより 様  
事務局長 東海林路得子 様  
NHK 番組制作局 教養番組部  
部 長 吉岡 民夫

このたび、教育テレビ「ETV2001」のシリーズ「戦争を

どう裁くか」の第2回「問われる戦時性暴力」の制作にあたりましては、貴団体他が主催された「女性国際戦犯法廷」について、資料のご提供や長時間にわたる取材へのご対応など、様々なご協力をいただき、誠にありがとうございました。

今回の4日間のシリーズについては、放送中および放送後を通じて、多数の視聴者の方々から反響をいただきました。この番組を通じて、「法廷」の趣旨や意味を視聴者に受け止めていただき、「人道に対する罪」という世界のうねりとなっている今日的課題について考える材料を提供できたのではないかと考えております。

さて、貴団体から当協会会長宛の2月6日付「見解と公開質問状」を確かに受領しました。当番組の責任者である小職より、ご回答申し上げます。

#### 記

○ 「ETV2001」・シリーズ「戦争をどう裁くか」は、1月29日から2月1日まで、第1回「人道に対する罪」、第2回「問われる戦時性暴力」、第3回「いままも続く戦時性暴力」、第4回「和解は可能か」の4本を放送したものです。

○ 20世紀に繰り返されてきた戦争や紛争の中で起きた、様々な人権侵害や犯罪行為を、「人道に対する罪」という国際法の枠組みの中で検証し、未来に向けた和解を実現しようという取り組みが世界各地で始まっています。

今回のシリーズは、世界各地の和解への取り組みを紹介し、様々な見解の対立を踏まえた上で、それを乗り越え共生を実現するための手がかりを探ろうという意図で企画しました。

○ シリーズの第2回は、「人道に対する罪」を巡る世界の動きや第二次世界大戦中のいわゆる「慰安婦」問題の歴史的経緯とともに、貴団体他が主催された「女性国際戦犯法廷」の問いかけるものを紹介しました。その上で、日本とアジア諸国の和解への道を探ることの意味を考えようとしたものです。

○ シリーズ第2回は、NHKが決定した4本シリーズの企画意図と編集方針に基づいて、NHKと、NHKエンタープライズ21およびドキュメンタリージャパンの3者が、共同で制作したものです。

シリーズ全体の企画意図・編集方針は、昨年11月にNHKが番組シリーズの制作を決定した時から、先般の放送までの間、一貫して変わっておりません。

制作にあたっては、シリーズ全体のテーマや各回のねらい・内容・位置付け等について、再三にわたり、3者の制作担当者間の打ち合わせによって確認を重ねて参りました。

しかし、「人道に対する罪」を巡る世界の動きや歴史的経緯とともに「法廷」の問いかけるものを紹介するという編集方針について、取材・制作の過程で、直接の制作担当者ひいてはNHKから、貴団体に正確にお伝えできなかつたとすれば誠に遺憾です。

○番組の中で、「法廷」の問いかけるものについては、傍聴した歴史学者や「判事」をつとめた国際法の専門家の意見を紹介した上で、スタジオの二人の出演者に、哲学・現代思想等の立場から語っていただきました。

さらに、「戦時性暴力」がなぜ今「人道に対する罪」として問われているのか、加えていわゆる「慰安婦」問題を巡る歴史的な経緯を、資料映像を用いた構成で分かりやすく紹介しました。

このように、今回の番組では、「法廷」の問いかけたものについてお伝えできたと考えておりますが、「法廷」を説明する分量についてのご意見は真摯に受け止めます。

なお、「人道に対する罪」を巡る世界の動きや歴史的経緯とともに、「法廷」の問いかけるものを紹介し、日本とアジア

諸国の和解への道を探ることの意味を考えるという番組のねらいから、「法廷」の「判決」内容については触れませんでした。

○視聴者の皆さまから、番組のねらいがよく理解できたことのご意見を多数いただいていることから、番組は、「戦時性暴力」「人道に対する罪」という世界のうねりとなっている今日の課題について公正に紹介し、視聴者の判断材料として提供できたのではないかと存じております。

○今回の番組シリーズについては、様々な立場の方からご意見ご批判をいただきましたが、私どもは、一貫して前述の企画意図と編集方針に基づいて番組制作を進め、予定通り放送をいたしました。

当然のことながら、特定の団体等の圧力によって、放送内容を変更したというようなことはありません。

NHKは放送法の規定に基づいて公正な番組作りに努めており、今後も、皆さまからのご意見を踏まえ、公共放送としての使命達成のために努力する所存です。

なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 出演者4人の「申し入れ書」(2001年2月16日)

##### 《解説》

放映された番組は、出演者にも衝撃を与えた。「改変」の状況について、あまりにもわずかな情報しか与えられていなかったからである。出演者は、視聴者に対する責任の一端を担わざるをえない者として、「改変」の経緯について説明を求める申し入れ書を提出した。2月27日、NHKの関係者との面会の機会は実現したが、納得のいく説明はえられなかった。

##### 申し入れ書

NHK 会長 海老沢勝二殿

高橋哲哉 米山リサ 内海愛子 鵜飼哲

私たち4人は、今年の1月29日から2月1日までNHKで放映された4回シリーズのETV2001「戦争をどう裁くか」に出演させていただいた者です。私たちは日頃から、とかく視聴率競争に走り安易な番組制作に流れがちな日本のテレビ・メディアの中で、日本と世界にとって真に重要なテーマを取り上げ、質の高い問題提起をし続ける番組として、NHK・ETV特集を高く評価しておりました。今回も、高橋は4回連続出演、米山は第2回と第3回の出演、内海

は第2回での意見表明、鵜飼は第4回の出演と、番組との関わり方は様々ですが、4人とも、シリーズ全体の趣旨に深く共感し、出演をお引き受けした点に変わりはありません。

シリーズはおおむね、東西冷戦終結以後の世界で「人道に対する罪」への注目が高まり、戦時暴力の克服への努力が始まっていることを分かりやすく伝えたものとして、好意的な評価を得ているとも聞いております。しかし一方、第2回「問われる戦時性暴力」については、他の3回に比して明らかに不自然な構成となっており、制作過程で目指されていた番組内容を大きく改変させるような、何らかの「圧力」が加えられたのではないかという疑念も広がっています。この番組で中心的に取り上げられるはずだった「女性国際戦犯法廷」の関係者は、「法廷」について誤ったイメージを与える番組になったとして、強く抗議しているとも伝えられます。私たちの中でも、とくに高橋、米山は第2回の制作過程の一部を知る立場にあり、出演者として、なぜ最終的にあのような不自然な番組になったのかについて、視聴者に対し責任の一端を負っています。そこで以下、私たちが出演者・発言者として抱えているいくつかの疑問を率直に提起し、納得の得られる御説明を賜りたいと存じます。

1. 昨年12月27日のスタジオ撮りで高橋と米山がコメントした際のVTRには、「女性国際戦犯法廷」の内容が詳しく紹介されていました。1月28日に高橋が「新撮」に応じた際の台本でも、「法廷」の紹介部分はほぼ残っており、この台本ならば、他の3回の内容とも齟齬をきたさず、番組本来のメッセージは伝わると判断し、高橋は「新撮」に応じたのでした。ところが、実際に放映された第2回の内容からは、番組の核をなしていた「法廷」の紹介部分が大幅に削られ、その部分が、資料映像で構成した背景説明によって埋められているため、視聴者は、法廷で誰が「起訴」され、どんな結論が出たのかをまったく知ることができないという、きわめて不自然な番組になっています。44分の放映時間が第2回のみ40分しかなかったのも、「法廷」に関する内容紹介を大幅に削除した結果としか考えられません。

なぜ、放送直前になってこのような不自然な編集が行われたのか、御説明願います。

2. 「法廷」の内容紹介が大幅にカットされたのに伴い、高橋と米山のコメントからも「法廷」に直接係わる部分がカットされているため、二人が「法廷」のポイントに触れることを意図的に避けたのではないかの誤解を与えています。高橋の発言の「ラッセル法廷」に続く部分、日本政府の論理が国際社会で斥けられてきている事実と理由を述べた部分、米山の発言の被害者証言に触れた部分など、1月28日の「新撮」段階では残っていた部分もカットされているため、法廷の意義が十分に伝わらず、逆に、法廷の「限界」に関する意見が強調される結果になっています。とくに、米山の発言はたびたび不自然にカットされているため、発言の意図に反する形で受け取られ、米山の立場に対する誤解も生まれています。発言そのものが視聴者に理解できなかった箇所さえありました。これだけ重大な改変があったにもかかわらず、米山には12月27日のスタジオ撮り以来、一度もこの点に関する御説明がありませんでした。

これらの点について、なぜそのようなことが生じたのか、御説明願います。

3. 日本国内に「女性国際戦犯法廷」に対する異論も存在する以上、反対意見を番組内で紹介すること自体には、私たちも異を唱えるものではありません。しかし、内海の発

言とともに「二人の歴史家の意見」として紹介された秦郁彦氏の発言は、その長さからしても、内海の発言を挟む形で二度にわたって挿入された点からしても、内海の発言とのバランスを著しく欠くものでした。「法廷」をめぐる「争点」については、番組の冒頭でも町永アナウンサーが列挙しており、「法廷」の内容紹介を大幅に削ってまで、秦氏の発言をこれほど大きく取り上げる必要はまったくなかったはずで

なぜこのような不自然な挿入が行われたのか、御説明願います。

以上、3点です。

私たち出演者、とりわけ第2回出演者である高橋、米山と意見表明をした内海は、第2回の制作に携わったNHKとドキュメンタリー・ジャパンのスタッフが、この回のテーマである「女性国際戦犯法廷」の内容と意義を視聴者に分かりやすく伝えたいという意思を、出演者と共有していたことをよく知っています。にもかかわらず、放映された番組が、上に述べたような理由で、「法廷」の内容と意義を正確に知ることが困難なものになってしまったとすれば、制作スタッフにとっても不本意な何らかの「圧力」が加えられたのではないかと疑われたとしても、決して不思議はありません。そのような「圧力」がもしあったのだとすれば、「報道の自由」にも係わる由々しき問題であり、見過ごすことはできません。もしなかったのだとすれば、なぜ、直前になってこのような制作意図のはっきりしない番組に作り変えられたのか、作品として成り立っていないような番組を放送した責任はどこにあるのか、納得のいく御説明をぜひいただきたいと存じます。

御説明は、直接面会の上お願いいたします。2月26日から3月3日までの間で面会可能な日時をいくつかお知らせいただければ、あらかじめご連絡の上、NHKまで伺います。

日時のお知らせは、恐縮ですが、2月23日までに、高橋哲哉 (tel/fax xxx-xxx-xxxx, e-mail, xxx@xxxx.xxx) へお願いいたします。

2001年2月16日

5. 海外の研究者・批評家からの「抗議および要望」(2001年3月15日)  
→NHK 教養部 吉岡民夫部長からの回答(2001年3月27日)

#### 《解説》

出演者の一人である米山リサ氏は、NHKの関係者との会談後、改めてNHKに対する「抗議および要望」を起草し、海外の研究者・批評家360名の賛同を得て、NHKに提出した。回答は、吉岡民夫氏の私信という形式でなされた。VAWW-NET ジャパンへの回答と同様、「不当な外部圧力」の存在を否定し、番組「改変」の経緯については明らかにしなかった。

#### 海外の研究者・批評家からの抗議および要望

NHK 会長 海老沢勝二殿

今年の1月29日から2月1日までNHKで放映された4回シリーズのETV2001「戦争をどう裁くか」の第2回と第3回に出演させていただいた米山と申します。

シリーズ第2回「問われる戦時性暴力」(1月30日放送)が、他の3回に比べて極めて不自然な編集がほどこされ、私が出演依頼に応じた本来の番組で中心的に取り上げられるはずだった「女性国際戦犯法廷」について、不十分で歪曲した知識を視聴者に与える番組内容となって放映された件について、去る3月1日、私自身が出演者・コメンテーターとして抱えている貴局に対する疑問、抗議、要望について述べた電子メールを十数名の友人たちに送付し、メール署名による賛同の意をつりました。この呼びかけに対して、約10日間ほどの間に、360名もの賛同署名が寄せられました。

署名賛同者は、日本や日本とその他のアジア諸国や合衆国との関係、およびジェンダーや人種や植民地主義の問題について日頃より関心をもたれている研究者、大学関係者、批評家の方々です。署名をお寄せ下さった方々の活動の拠点は、イギリス、韓国、ドイツ、オーストラリア、台湾、フランス、中国、アメリカ合衆国、オーストラリア、と多岐にわたっています。また、海外で活動されている日本人の方や、元海外御出身で今は日本に一時滞在もしくは永住されている方々からも賛同の意が寄せられています。署名者の研究専門分野も、歴史学、アジア研究、人類学、ジェンダー研究、文学、ビジネス経営学、芸術史、地理学、工学、メディア・コミュニケーション研究など、幅広い領域にわたっています。

その反響の大きさには驚くべきものがあります。女性国際戦犯法廷、日本軍従軍慰安所制度の歴史、そしてこれらの事実に関する貴局の報道姿勢にたいする、世界的な関心

の高さを示していることがおわかりいただけるでしょう。署名は今もひきつづき送られてきていますが、いったん本日で受け付けを打ち切り、謹んで、ここに送付させていただきます。

日本軍による軍事性奴隷性を国際法の視点から裁いた女性国際戦犯法廷についてとりあげる番組づくりを貴局がめざされたことは、ここに署名をした多くの方々も大いに評価するところです。ところが、実際に放映された番組は、この法廷の意義を十分に伝えることなく、むしろ歪曲した見解にもとづき否定的に評価する印象を与えるものとなっていました。女性国際戦犯法廷は、国境を越えた女性たちによって開催された、特定の国家やイデオロギーに偏らない民衆法廷であり、21世紀の国際社会で今後ますます広く共有されてゆく歴史観や価値観を反映したものとして、そのユニークさがひろく世界の注目を集めた国際的イベントでした。このような法廷の意義を日本の視聴者の方々に伝えるという貴重な務めを貴局が十分に果たされなかったことは、まことに遺憾です。

シリーズ第2回については、制作過程で目指されていた番組内容を放送直前に大きく改変させるような、何らかの「圧力」が加えられたのではないかという疑いももたれています。自国の歴史の醜い面から目を背け、過去を否定しようという動きは、日本だけに特有の現象ではありません。このような動きに対して毅然とした態度をとることが、世界各地の民主社会に求められています。NHKは日本の代表的なメディアとして、国際的な注目を集めています。短期間にこれほど多くの署名が寄せられたことから、そのことは明らかです。しかし、ある署名者から寄せられたコメントにあったように、今回のこのような事態がNHKの番組づくりの先例となってしまうようなことがあれば、今後、NHKやその報道にたいして誰も真剣な態度で対応することはできなくなってしまうでしょう。ここに送付いたします抗議・要望にありますように、この件についての詳細な経緯の説明と、責任ある回答、および女性国際戦犯法廷について正しく十分な知識を伝えることのできる何らかの積極的で具体的な措置をご検討いただけますよう、ここにお願ひ申し上げます。

以上、海外の研究者・批評家からの抗議および要望についての要点のみ述べさせていただきました。詳しい内容および回答先その他については、本文にあるとおりです。

誠意あるご回答をいただけますことを、心より望んでおります。

米山リサ

2001年3月27日

米山リサ様

NHK 教養部  
部長吉岡民夫

拝啓

この度、NHK 会長あての「海外の研究者・批評家からの抗議および要望」書をたしかにうけとりました。

抗議の対象となりました「ETV2001」の責任者として、私よりお返事をさせていただきます。

米山先生には2本の番組のゲストとしてご協力いただき深く感謝しております。また、米山先生の番組に対するご批判については、永田 CP へのご連絡で、間接的ではありますが私も認識しておりますし、朝日新聞に掲載された米山先生のお話も拝読させていただきました。番組のご出演者と、こうした不幸な関係に至ったことは誠に残念です。このような結果については、番組の責任者としてお詫び申し上げます。

また、米山先生が3月下旬に帰国されると高橋先生から伺いましたが、私のヨーロッパ出張のためお会いすることができず、申し訳ありません。

今回の「抗議および要望」書で、不当な外部圧力を最大の問題にあげておられますが、こうした事実はございません。NHK が決定した当初の企画意図と編集方針に基づいて番組制作を進め、放送の直前まで、私を中心に、公正かつ不偏不党な内容を模索し、その結果が放送されました。そ

れが、米山先生の意に添わぬ出来な番組だったとすれば、全ては私の番組制作力の未熟さ故でございます。

2月27日には、高橋先生、内海先生、鶴飼先生と5時間に亘る話し合いをもちました。皆さまからはたいへん厳しいご批判と的確な質問をうけました。その中には、米山先生からのご質問も多数含まれておりました。私なりに精一杯のお答えをさせていただきましたが、十分であったかどうかは推測しかねます。この話し合いではこうした番組への今後の取り組みについても、たいへん示唆に富むご意見をうかがうことができ、感謝しております。

このたびの「抗議および要望」書には360名の署名が添付されておりました。米山先生がこうした運動を展開されていることについては、アメリカ在住の友人たちからすでに知らされておりましたが、これも番組へのご批判として謙虚に受け止めます。

しかし、一連の番組制作過程で関係をもたなかった方々に返答する理由が理解できません。まして、それを公開するといわれると、ますます意味を汲み取ることができません。そのため、米山先生にお返事をさせていただきましたことを、どうかご了承下さい。

私は、今回米山先生から投げかけられたご批判を率直にうけとめ、番組制作者として遅まきながらより一層の研鑽を積んでいく所存です。

米山先生の、ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

敬具。

## 6. 市民・視聴者による「わたしたちの見解と要望」(2001年6月9日) →NHK番組制作局出田幸彦局長からの回答(2001年6月29日)

### 《解説》

大幅な番組「改変」について、取材協力者であるVAWW-NET ジャパンや、出演者からの抗議に対して納得のいく説明がえられない状況の中で、市民・視聴者として「わたしたちの見解と要望」を提起した。4月20日に呼びかけを始めて以来、5月24日までに100名あまりが「呼びかけ人」に名を連ね、2878名が署名した。6月9日、署名名者名簿とともに要望書を提出したが、やはり編集方針は一貫して変わっていないという説明がなされたのみだった。なお、この署名運動における事務局がメキキ・ネットの母体となった。

NHK教育テレビ ETV2001「シリーズ 戦争をどう裁くか」第二回「問われる戦時性暴力」(2001年1月30日放映)に関するわたしたちの見解と要望

NHK会長 海老沢勝二様

署名者一同

去る2001年1月30日に放映されたNHK教育テレビの番組ETV2001「シリーズ 戦争をどう裁くか」

第二回「問われる戦時性暴力」については、かねてより、新聞その他の報道を通じて、それが当初企画された内容とまったく異なる形で放映されたものであり、そこに右翼団体や自民党の政治家などの圧力があつたのではないかという「疑惑」が伝えられて、わたしたちは、視聴者としてあるいは市民として、これに大きな関心を寄せまた憂慮して参りました。ところがこのたび、その件に関し、番組制作のインサイダーとも言うべき出演者（コメンテーター）の米山リサ氏および高橋哲哉氏により、いわば「内側」から番組改変の経緯が公表されて（3月2日付『朝日新聞』、雑誌『世界』5月号など）、わたしたちは、考えていたよりもはるかに深刻な問題がそこに含まれていることを知りました。そこでわたしたちは、いまや自ら声をあげて、NHKに説明を求め、見解をたださねばならなくなっていると認識するにいたりました。わたしたちは、以下に述べる理由から、この問題が、決して番組関係者たちだけの問題ではなく、視聴者あるいは市民であるわたしたち自身の生活と権利に重大な関わりがあるものと考えます。そこでNHKに、公共放送としての使命と責任において、わたしたちの意見にしっかり耳を傾け、以下の要望に誠実に応答されるよう求めるものです。

(1)ここには視聴者の「知る権利」に対する侵害がある。

出演者たちの報告するところによれば、今回問題になっている当番組の放映直前における大改変は、単なる編集上の都合ではなく、むしろひとつの系統的な隠蔽なのだといいました。すなわち、番組が取り上げた「女性国際戦犯法廷」に関して、そこに出た被害者や加害者の証言、昭和天皇の有罪という判断を含む判決、そしてこれに対するコメンテーターの意見など、その「核心部分」を番組はすべて意図的に削除してしまったということでした。わたしたちはまず、そんなことがあつたということに驚いています。それは、視聴者に対する重大な背信行為であると思うからです。今回のE T V特集は「戦争をどう裁くか」と題されており、わたしたちは当然、戦争がどう裁かれるのかという点に重大な関心をもって視聴しております。そして、ドイツやフランスについては、確かにそのことがかなり丁寧に報告されました。ところが、肝心の日本については、事実そのものを隠蔽する上のような削除が実際に行われました。しかもその削除は、日本の犯罪が裁かれたその内容そのものを知らせまいとする、意図的かつ系統的なものなのだといいました。そうだとすれば、しかもそれをNHKの上層部の独断でやったのだとすれば、それは世論を意識しこれを操作しようとする振る舞いと疑われ

ても仕方ありません。少なくともそこには、視聴者の「知る権利」に対する侵害があり、これは公共的な役割を果たすべきマスメディアとしての使命に真っ向から背反するとわたしたちは思います。

(2)ここには取材協力者や出演者の「期待権あるいは人格権」に対する侵害がある。

出演者たちの報告するところによれば、今回の番組の放映直前での大改変は、取材対象であるVAWW-NETジャパンの協力を得ながらその期待を裏切り、また、高橋哲哉氏や米山リサ氏など出演者たちに企画段階から協力を得てその了解の下に制作を進めながら、ここでも了解に反して、まったく一方的に強行されたのでした。そうだとすれば、それは確かに、彼らの権利に対する重大な侵害になると思います。わたしたち視聴者の立場からみて特に重要だと思うのは、NHKが自らの「編集権」を盾にとって、彼らの抗議の一切をはねつけているという点です。これはマスメディアとして、自殺行為になってしまうのではないかと。なぜならこれは、報道や番組制作に不可欠であるはずの取材対象や協力者との信頼関係をその前提から破壊してしまうものだからです。この署名に参加しているわたしたちも、将来、何かの事件に巻き込まれたりしたときに、あるいは何かの専門的知識を持って、どこかで報道や番組制作に関わりをもつということがあるかもしれません。しかしその時に、取材を受けた時点での了解は守られる保証がなく、それが一方的に踏みじられても抗議すらできないとすれば、わたしたちはもう安心して取材を受けることはできません。NHKはそういう状況をつくろうとしているのか。今回のこの波及効果は大きいとわたしたちは思います。

(3)これは言論が暴力に曝される暗い時代を予感させる出来事である。

今回の番組大改変には、当初より、右翼勢力や政治家の関与が噂されておりました。しかも、放送直前の1月27日には右翼団体がNHKに押し寄せて「放送中止」を迫つたというのは事実であると聞いています。NHKはこの右翼の行動と番組大改変の因果関係を否定していますが、わたしたちとしては、その関連を想定されても仕方ないタイミングで改変が起こつたという事実を、大変残念に思います。右翼勢力は、『国民新聞』3月25日版で自分たちの行動が「放送内容の大幅改変に功を奏した」と成果を誇示していますが、NHKが本当にそのことを否定するならば、これに断固として抗議すべきではないでしょうか。今回のこ

とは、わたしたちに、言論が暴力に曝される暗い時代を予感させます。そのことにもっとも毅然としていなければならないはずのNHKが、一番最初に腰砕けになってしまった。少なくともそう見える事実は、あるいは歴史の汚点として記憶されることになるかもしれません。そうならないために、NHKは自ら毅然と行動しなければならないのではないのでしょうか。

(4)そもそもNHKは自ら立てた当初のプランを裏切っている。

考えてみれば、今回の放映直前の大改変という問題は、NHKが自ら企画を練り上げ時間をかけて準備してきたシリーズ番組の趣旨を、直前の慌ただしい判断で自ら裏切ってしまったということと見ることができます。視聴者から見ると、それは四回シリーズの第二回だけがとても不自然で、そのことにより作品全体の完成度が落ちてしまっているという事態として、現れています。そもそもシリーズ全体は、90年代に入って顕著になってきた戦時下の暴力を「人道に対する罪」として裁こうとする国際的な認識の広がりや正面から取り上げ考えるという大変意義深いもので、さすがNHKならではの評価されるべきものでした。これが一部の幹部の横やりによって崩されてしまったのだとすれば、ここは、「戦争をどう裁くか」というシリーズの原点に戻って、第二回を原状に復させるというのが本来の筋なのではないのでしょうか。そのことが、例えば「従軍慰安婦」問題とか昭和天皇の戦争責任という「タブー」に触れるという理由から押さえ込まれてしまうなら、一部幹部は安心するかもしれませんが、もっとも大切にすべきNHKの公共的なマスメディアとしての生命は断たれてしまうでしょう。そしてそうなることは、視聴者としてそれを支えているわたしたちにとっても、重大な損失であると言わなければなりません。

以上、今回の一番組の改変問題が、視聴者あるいは市民であるわたしたちすべての生活と権利にいかに重大な関わりがあるかを述べて参りました。この問題は、決して「番組関係者」内部に秘匿されるべき事柄ではなく、視聴者や市民一般に向けてNHKの態度が明示されるべき事柄なのです。NHKとしても、その責任においてこのことをあらためてご賢察くださり、その上で、つぎのわたしたちの質問と要望にお応えいただきたいと思えます。

わたしたちは、以下のことを要望します。

(1) NHKは、視聴者の「知る権利」に関わる今回の事態を決して曖昧にしてしまうのではなく、一日も早く番組改変の真相を究明し、責任の所在を明らかにし、詳細な経緯の説明をもって視聴者の疑念に正面から答え、そのことについての態度を明らかにすること。

(2) NHKは、今回のことで損なわれた「女性国際戦犯法廷」の名誉を回復し、また、取材に応じた法廷関係者や制作に協力した出演者の損なわれた権利を回復するために、必要な謝罪を行い、必要な回復の措置を実行すること。とともに、公共放送として、報道や番組制作に関係することになった人々、協力した人々の権利をどのように守ってゆこうとするのか、その一般的な指針を示すこと。

(3) NHKは、ETV2001「シリーズ 戦争をどう裁くか」を、直前の大改変によって損なわれてしまった第二回の内容を大改変前の原状に復した上で、四回全体としてあらためて放送し直すこと。

(4) NHKは、いかなる暴力的な圧力にも決して屈せず、公正な放送を貫く旨をあらためて表明し、それを疑わせるような宣伝や名誉の毀損に対して、断固として抗議すること。

(5) 以上のことについて、それを具体化する方途を検討し、それが間違いなく履行されることを確認するために、私ちとの話し合いの機会をもつこと。

以上の諸点につき、書面にて回答されるよう求めます。

2001年6月9日

---

署名者御一同 殿

平素より、NHKの放送番組につきましては、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さる六月九日、NHK教育テレビETV2001「シリーズ戦争をどう裁くか」第2回「問われる戦時性暴力」(平成十三年一月三十日放送)に関する、NHK会長宛ての「わたしたちの見解と要望」を受領、拝読させていただきました。

およそ三千人に及ぶ方々からの、番組に対するご意見・ご署名を、公共放送として厳粛に受け止めました。

当該番組を所管する番組制作局の責任者である小職より、ご意見に対するNHKとしての考え方をご説明申し上げます。

はじめに、公共放送機関としてのNHKの基本的な立場について、申し上げます。

あらためて申すまでもなく、NHKの使命と責任は、全ての国民の基盤に立つ公共放送機関として、豊かで、質の高い放送を行うことにより、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くすことにあります。そのためには、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を自ら確保しなければなりません。

この前提に立ち、NHKは、常に自らの責任と判断において番組を企画し、編集し、放送するという基本姿勢を貫いてまいりました。

さて、今回ご指摘をいただきました番組は、ETV2001「戦争をどう裁くか」の四回シリーズの第2回として放送したものです。

第1回「人道に対する罪」

第2回「問われる戦時性暴力」

第3回「いまも続く戦時性暴力」

第4回「和解は可能か」

二十世紀に繰り返されてきた戦争や紛争の中で起きた、様々な人権侵害や犯罪行為を「人道に対する罪」という国際法の枠組みの中で検証し、未来に向けた和解を実現しようという取り組みが、世界各地で始まっています。

今回のシリーズは、世界各地の和解への取り組みを紹介し、様々な見解の対立を踏まえた上で、それを乗り越え、共生を実現するための手がかりを探ろうという意図で企画いたしました。

シリーズの第2回は、「人道に対する罪」をめぐる世界の動きや第二次世界大戦中のいわゆる「慰安婦」問題の歴史的経緯とともに、昨年十二月に開催された「女性国際戦犯法廷」の問いかけるものを紹介し、その上で、日本とアジア諸国が、どのようなプロセスで和解を目指すべきなのかを考えようとしたものです。

今回の番組についてのこうした企画意図および編集方針は、NHKが自らの責任と判断において、昨年十一月に決定したものです。この編集方針は、先般の放送にいたるまでの間、一貫して変わっておりません。

番組の制作は、部内で定めた番組編集上の基本的指針である「国内番組基準」ののっとり行いました。「国内番組基準」には、たとえば、「意見が対立している公共の問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにし、公正に取り扱う」という指針が示されています。今回も、この指針ののっとり、番組制作を実施したことは申し上げるまでもありません。

制作に当たりましては、公正で最善の内容をめざし、様々な議論を重ね、放送の直前まで構成内容の検討と編集作業を継続いたしました。番組は、最終的にNHKとして責任をもって放送したものです。

繰り返し申し上げますが、NHKは、公共放送機関として、公平かつ公正の立場に立って、何人からも干渉されず、常に自らの責任と判断において企画し、編集するということを基本としております。したがって、当然のことながら、今回の番組制作過程において、特定の団体等の圧力によって、編集方針や放送内容を変更したというようなことは断じてありません。

今回の番組に対しましては、視聴者の皆様から、番組のねらいをよく理解できたのご意見も多数いただきました。番組をとおして、「戦時性暴力」「人道に対する罪」という世界のうねりとなっている今日的課題について、多角的に紹介し、視聴者の判断材料を提供できたのではないかと考えております。

番組の出演者の方々や取材に協力してくださった方々との関係についてでございますが、公共放送機関として、これらの方々との信頼関係が番組制作にあたっての大前提であり、常に誠実に、また率直に接することが大切であると認識しております。

今回、取材・制作の過程で、出演者の方々や取材に協力してくださった方々に対し、NHKとしての番組の編集方針や構成内容が十分に伝わらなかったとすれば、この点はまことに申し訳なく、これらの方々には、心より遺憾の意をお伝えしてまいりました。

今後とも、番組制作にあたっては、出演者の方々や取材に協力してくださる方々との意思疎通、信頼関係の維持に、格別の努力を払うよう、組織内にあらためて徹底する所存でございます。

以上、「私たちの見解と要望」に対し、NHKとしての考え方を説明申し上げます。

NHKはこれまで、戦争と平和という人類共通の課題をテーマにした、数多くの番組を放送してまいりました。地球上で繰り返されてきた戦争や紛争がどのように引き起こされ、どんな結果をもたらしたかについて事実を多角的に検証し、視聴者に考える機会を提供する番組を、今後とも制作・放送していく所存です。

なにとぞご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

NHK番組制作局長  
出田幸彦

平成十三年 六月二十九日

## 9. 「申立書」「権利侵害申立書補充書」(抄録)「発言対照表」(2002年8月2日)

### 《解説》

2002年8月2日、番組の出演者の一人である米山リサ氏は、放送にかかわる人権侵害について協議するBRC(放送と人権等権利に関する委員会)に対して、「名誉権及び著作者人格権」の侵害に関する申し立てを行った。半年以上に及ぶ審理を経て、2003年3月31日、BRCは「NHKが申立人への説明や了解を経ないまま編集を行ったため、前記のとおりコメンテーターとしての申立人の人格権に対する配慮を欠き、放送倫理に違反する結果を招くことになった」という「見解」を公表した。しかし、NHKは、この「見解」を受けて米山リサ氏に対して公式に謝罪を行わなかったばかりでなく、この「見解」に関する報道もニュースの中でごく短く言及したに過ぎなかった。BRCはNHKと民放連が出資してつくった第三者機関であるにもかかわらず、その「見解」をほとんど無視するかのような対応であった。これに対して、メキキ・ネットは、6月20日にNHKに対して「BRC決定についての私たちの見解と要望」を提出したが、7月9日付の回答はNHKにとって「残念な結論」だというものだった。

### 申立書

2002年8月2日

放送と人権等権利に関する委員会 殿

アメリカ合衆国サン・ディエゴ市 XXXX-XXXX

申立人 米山リサ

東京都千代田区 XXXX-XXXX

光伸法律事務所

電話 XXXX-XXXX

FAX XXXX-XXXX

申立人米山リサ代理人

弁護士 山下幸夫

#### 1 権利侵害の種類

名誉権侵害、著作者人格権侵害

#### 2 発生年月日

2001年1月30日

#### 3 放送局名

日本放送協会

#### 4 番組名と放送時間

ETV2001シリーズ「戦争をどう裁くか」第2回

「問われる戦時性暴力」

#### 5 権利侵害の内容

申立人は上記4の番組に出演した者であるが、スタジオ収録後、日本放送協会の制作意図の変更に伴い、申立人に対して何の連絡もなく、申立人の発言を削除、切除、継ぎ接ぎ、順序の変更等の改変を行った。

その結果、申立人の発言が視聴者に対して不正確に伝わることになり、視聴者に対し、申立人の立場や思想に対する著しい誤解を生ぜしめ、申立人の名誉権及び著作者人格権を侵害した(補充書第4参照)。

#### 6 放送局との交渉経過と要求

補充書第5に述べたとおり。

#### 7 添付資料

補充書末尾に記載のとおり。

### 権利侵害申立書補充書

(前略)

第4 日本放送協会による名誉権侵害ないし著作者人格権侵害

1 日本放送協会が、申立人の発言に対する削除、切除、継ぎ接ぎ等の改変を行って本件番組を放送した結果、申立人の立場や思想に対する著しい誤解が生じ、その社会的評価は低下させられ、それにより、申立人の名誉が毀損されるに至った。

2 また、本件番組における申立人の発言は、いずれも創作性を有する著作物であると考えられるが、前記第3に記載した日本放送協会による申立人の発言の削除、切除、継ぎ接ぎ、順序の入れ替え等の改変は、申立人の事前の許諾なく、無断で行われたものである。

その結果、申立人が「女性法廷」を積極的に評価する発言の多くが削除され、しかも、「女性法廷」に多くの問題点があるという秦氏のコメントに対する反論的な発言もなかったことから(そもそも、申立人の発言の収録時には、秦氏のコメントのVTRは存在していなかったからそのようなことは本来不可能ではあるが、本件番組の視聴者からはそのことは分からないため誤解を生む結果となった)、申立人の発言の趣旨が極めて曖昧な形でしか伝達されず、そのために、申立人の研究者として最も重要な「考え方」や「見解」に対する誤解や疑念を生むに至ったものである(申立人の陳述書・資料20、村井吉敬氏らの陳述書・資料21ないし資料25参照)。







すなわち、日本放送協会により無断で行われた申立人の発言に対する削除、切除、継ぎ接ぎ、順序の入れ替え等の改変は、通常、テレビ番組を制作する上で時間の制約等の関係から必然的に生ずるコメントの削除や変更の範囲を遙かに超えた変更であり、その発言は、本件番組で紹介されるVTRの内容自体も変更されたことに伴って、もはや、申立人の発言の収録時と本件番組の放送時とは同一性を失っており、申立人の著作者人格権としての同一性保持権（著作権法20条）を侵害するものである（東京地方裁判所平成5年8月30日判決・知的裁集25巻2号310頁参照）。

なお、日本放送協会の平成11年4月19日付「放送倫理の確立に向けて」（資料5）には、「著作権を尊重する」との項目に、「著作物の利用にあたっては、それを創作した著作者に敬意を払うことが必要であり、必要な権利処理を確実に行う。」との文言がある。

3 さらに、本件番組において「女性法廷」について曖昧にしか伝達せず、しかも、様々な問題点を有するものとしてVTRが紹介されるような番組構成については、ジェン

ダーやフェミニズムの観点から、「女性法廷」の試みを肯定的に評価する立場に立っている申立人の研究者生命にとって、その名誉又は声望を害する方法による日本放送協会の著作物の利用であるから、著作権人格権を侵害したとみなされるべきである（著作権法113条5項参照）。

4 よって、前記1ないし3により、日本放送協会は、申立人の名誉権及び著作者人格権を侵害し、それにより、申立人に回復しがたい多大な精神的苦痛を与えた（申立人の陳述書・資料20）。

5 なお、日本放送協会が、番組の内容に変更が生じた時点以降、本件番組の放送までの間に、申立人に対して何らの連絡をしなかったことは、日本放送協会が「倫理指針」において定める「制作過程で、あらかじめ取材相手に伝えていた目的や内容に変更が生じた場合は、改めて、取材相手に説明しなければならない。」との規定に違反するものであり、日本放送協会が自ら定める放送倫理違反であることは明白であるが、本件ではそれを超えて上記のとおり、名誉権及び著作者人格権の侵害に至っているのである。

（後略）

## 8. BRCによる「見解」(2003年3月31日、抄録)

（前略）

### 2. 編集は適切に行われたか

NHKをはじめ各放送局は、通常、収録した素材等を主題に応じてより分かり易い発言内容に絞り込むなど整理し、放送時間内に収まるように編集することが可能である。ただし、そうした編集を行う際には、発言の重要かつ本質的な部分（発言の趣旨又は核心部分）を改変しないよう慎重さが求められる。この点につきNHKも、「本質に触れるような編集をしない限り」編集は自由であるとしている。しかし、本件のようなコメンテーターの発言は、研究者や専門家としての立場から論評するのであるから、削除が発言の核心部分の改変にならないようにより一層慎重な対応が要請される。

#### (1) 「裁き」についての発言の削除

申立人の当番組での基本姿勢は、「女性法廷」の「裁き」による責任の明確化を積極的に評価し、それに根拠づけられた謝罪を経て和解の道筋を見い出そうとするものであった。すなわち、申立人の立場からは和解に至る過程として「女性法廷」の裁きによる責任の明確化が重要な意味を持っていた。

ところが、NHKは申立人が「女性法廷」について重視し、大事だと指摘していた「裁き」に関する部分、たとえ

ば「日本軍あるいは日本政府が、かつて過去に犯した行為が犯罪であったかどうか、その判断ですね。つまり、裁きですね。それを下す手段も経ないまま、したがって、処罰されず免責されたまま」とか、「法廷が和解を前提としたものではない。和解を予め目指したものではない、ということが大事だと思うんです」などの部分を全て削除している。

このようなNHKの編集によって、コメンテーターとしての発言の本質ともいうべき「裁き」の部分が全て削除されたため、申立人の発言内容が視聴者に唐突な感じを与えたり、裁きの場としての「女性法廷」の意義を軽視し和解だけを推進する人物であるかのように誤解されかねない状況が作り出されたといえる。その結果、申立人は周囲の人々を中心に疑問や苦情を受けるに至ったことが認められる。

したがって、NHKが、コメンテーターとしての申立人の発言の本質的な部分を断りなく削除したことは編集の行き過ぎであり、同人の人格権に対する配慮を欠いたものといえる。〔…〕

#### (2) VTRの挿入

NHKは編集がかなり進んだ段階で、「女性法廷」の描き方や構成内容が主催者側に偏っていると判断し、歴史家秦郁彦氏の取材とコメンテーター高橋哲哉氏の追加取材を行い、各VTRを挿入した。

こうした編集過程での対応は、放送内容に公平を保ち、論点については多角的に扱うという放送法や放送番組基準などの要請からも一般に認められているものである。確かに、「女性法廷」に対し本質的な批判や疑問を投げかける秦発言を急遽加えたり、同法廷の判決の紹介部分が削除されるなど、番組として不自然な感は否めないが、企画の趣旨・意図が変更されたとまでは言えない。

しかし、NHKは申立人に知らせることなく、「女性法廷」に対し本質的な批判を加えている秦氏のインタビューを後から挿入し、その秦氏の発言の後で司会者から申立人に対し「女性法廷」の意味を問い、申立人の従前の発言をそのまま使用するという編集を行った。そのため、申立人は秦氏の発言内容を知ったうえでコメントする機会が与えられず、秦発言に異論のない同調者であるかのような誤解を招く危険が生じた。その結果、申立人はコメンテーターとしての役割を十分発揮できず、また、これまでの学問的・思想的立場に反し、「女性法廷」の意義と役割を重視しない者であるかのような評価をもたらす恐れが生じた。

したがって、NHKのこのような編集は不適切であり、コメンテーターとしての申立人の人格権に対する配慮を欠いたものといえる。〔…〕

#### 4. 結論と措置

本件シリーズ「戦争をどう裁くか」は、戦争を歴史的、多角的に検証し将来へ繋げようとする意図のもとにNHKが企画・放映したものと認められるが、以下の点で問題があったと考える。

申立人がNHKから出演依頼を受けてコメンテーターとして出演した第2回「問われる戦時性暴力」は、「女性法廷」を中心に据えた「裁きと和解」を主題とする番組であった。申立人は「裁き」による責任の明確化の上で「和解」が初めて可能性を持つという立場から論評したが、NHKは申立人に断りなく、「女性法廷」の意義について申立人が重要とした「裁き」による責任の明確化の発言部分を全て削除した。このような編集を行う場合には、コメンテーターである申立人に対して、その旨を説明し、了解を得る努力をすべきであった。

また、NHKは編集過程で、「女性法廷」に対し本質的な批判を述べている秦氏のインタビューVTRを挿入したことを、申立人に伝えなかったが、コメンテーターである申立人へ事前に説明して、意見を求めるべきであった。

なお、NHKは当番組の制作責任者であるから、申立人への説明を制作委託会社のプロデューサーに任せたとしても、結局は説明をしなかったのであるから、そのことについて責任を免れるものではない。

本件は、NHKが申立人への説明や了解を経ないまま編集を行ったため、前記のとおりコメンテーターとしての申立人の人格権に対する配慮を欠き、放送倫理に違反する結果を招くことになった。

本委員会は、放送局が編集を行う場合には、コメンテーターの発言の重要かつ本質的な部分は十分尊重すべきであると考え、NHKは、本決定の趣旨を少数意見を含め放送するとともに、出演者の権利と放送倫理に一層配慮するよう要望する。

### 9. メキキ・ネット「BRC決定についての私たちの見解と要望」(2003年6月20日) →NHK視聴者ふれあいセンター岡本信行センター長からの回答(2003年7月3日)

日本放送協会(NHK)  
会長 海老沢勝二さま

#### BRC決定についての私たちの見解と要望

2001年1月30日にNHK教育が放映した、ETV 2001シリーズ「戦争をどう裁くか」の第2回「問われる戦時性暴力」については、かねてより、放映直前の番組の改ざんが社会問題として取り沙汰されてきました。この番組に出演した米山リサさんは、この編集過程で、発言が削除され、切り貼りされ、前後の脈絡が入れ替えられたため、発言の趣旨について誤解と疑念を生んだことに対して、

昨年来、放送と人権等権利に関する委員会(以下、BRC)に、著作者人格権と名誉権の侵害を申し立てしていました。申し立てに対してBRCは、さる3月31日、NHK側に放送倫理違反があったことを認めました。

これに対してNHKは、当日記者会見を開いてコメントを発表し、午後6時のニュースで2分あまりこの決定について報道しましたが、お詫びのことばもなければ、今後の具体的な対応策が提示されることもありませんでした。

私たち、メディアの危機を訴える市民ネットワーク(以下、メキキネット)は、この番組改ざん問題が、ひろく市民にとっても無視できないものであると考えてこれまでも活動してきましたが、このNHKの姿勢は全く容認し得るものではありません。

(1) 公共放送が人格権への配慮を欠いたというのは重大な判断である

BRCは、まず番組が女性国際戦犯法廷（以下、女性法廷）を中心に据え、「裁きと和解」を主題とするものであり、米山さんも「裁き」による責任の明確化のうえで「和解」の可能性を探るという立場から論評したことを認めています。にもかかわらず、NHKが出演者に断りなく「裁き」による責任の明確化という発言の「本質的な部分」を全て削除したことは「編集の行き過ぎ」であると認め、「このような編集を行う場合には…その旨を説明し、了解を得る努力をすべきだった」としています。

また、放映直前になって、女性法廷に対して批判を述べた秦郁彦氏のインタビューVTRを挿入し、それを出演者に伝えなかった点については、「コメンテーターである申立人へ事前に説明して、意見を求めるべきだった」としています。

そして、NHKが「申立人の人格権に対する配慮を欠き、放送倫理に違反する結果を招くことになった」としています。またBRC決定では、著作者人格権を侵害したと認めることが相当だという少数意見も付記されています。

私たちは、BRCの「人格権に対する配慮を欠いた」という判断は、出演者の著作者人格権が侵害されたという米山さんの申立てを事実上認めたものと考えています。そしてこの人格権侵害は、何よりも放映直前における番組の過剰な改変によって生じたものだと考えています。その意味において、今回のBRC決定は、公共放送のあり方をめぐって重大な反省をしいるものだと思います。

(2) BRC決定に対するNHKの対応は極めて不十分なものであるにもかかわらず、NHKの対応はBRC決定の本質を回避する不十分なものでした。

新聞各紙は、「放送倫理違反を指摘」（東京）、「倫理違反を指摘」（毎日）、「NHK特集番組「放送倫理違反」」（朝日）、「NHKが無断で発言削除「人格権配慮欠く」」（日経）という見出しで、NHKが放送倫理に違反したことを重要視して報道しています。それに対して、当日午後6時のNHKニュースでは、このことが強調されなかったばかりか、放送倫理違反という判断に対して「放送番組編集の自由の観点から見て、残念な結論」と、BRC決定を不服とするかのようなコメントまで付け加えています。

放送倫理違反という判断を周辺化して報道した代わりに、記者会見の場やニュースでNHKが強調したのは、「企画の趣旨や意図が変更されたとはいえ、名誉を侵害していないとした点は当然」というメッセージでした。しかしこれ

は、BRC決定文から自らの都合のよい部分だけを抜き出し、継ぎ接ぎしたものです。BRCが企画の趣旨・意図について触れているのは、秦氏のインタビューVTR挿入について、「不自然な感は否めないが、企画の趣旨・意図が変更されたとまでは言えない」と述べた部分であり、それに続き、米山さんの発言の前にVTRを挿入したことについて、「編集は不適切」であるとした文章と切り離せません。そのことと、名誉権侵害についての部分とを継ぎ接ぎして紹介するのは、BRCの決定内容を曖昧にするものでしかありません。

また、NHKは今後の対応策の発表はおろか、具体策を検討する素振りすらみせませんでした。実際、BRC決定以来、今日にいたるまで、米山さんにはNHKから一言の公式謝罪も伝えられていません。

NHKはコメントで「BRC決定の趣旨を誠実に受け止め」と述べていますが、これらの事実は、NHKがBRC決定の核心を回避していることを示しています。私たちには、女性法廷の本質を回避して番組を直前に改変したことと二重写しに見えてきます。であるが故に、問題の根深さを痛感せざるを得ません。

(3) NHKはBRCの存在意義をおびやかしている

NHKにとって、BRCとは何でしょうか。政府によるメディア規制が強まるなか、NHKや民放各社は自主的な人権擁護機関として放送と人権等権利に関する委員会機構（BRO）を設立、運営してきました。昨年、マスメディア各社が「メディア規制3法案」と名付けた法案に反対したときにも、NHKの海老沢会長は「放送番組向上委員会やBROなどの機関を自主的に作り、対応している。何でも法でしぼり、それで事足りるとは思わない」という談話を発表しました。私たちもまた、政府の介入によってではなく、メディアの自主的な取り組みによって放送にかかわる人権の擁護をはかるBRCの存在を重要視するものです。

しかし、NHKの今回の対応は、そうしたBRCの存在意義そのものを自らおびやかすものです。BRCに強制力はありません。であるが故に、NHKにとって放送倫理違反という判断が「残念」であるかどうかとは無関係に、それに対して放送局が自主的にどのような対応をするのかが問われているのです。実際、BRCでも「この委員会決定を受けて、今後、NHKは具体的にどのような取り組みをするのか」という点が疑問として表明され、「NHKの受け止め方は、“自浄努力はいたしますけれども”と言って切り抜けているような感じで、少し虚しさを感じる」といった意見まで出されています（4月15日開催の第75回委員会議事録）。放送倫理違反を認めた「見解」は、権利侵害を

認める「勧告」より軽いわけではありません。NHKの真摯な対応抜きに、自主的な人権擁護は不可能です。

(4) ついに視聴者の疑念は晴れなかった

NHKはBRCへの申立て以前も、また審理期間中も、さまざまな理由をつけながら、本件番組についての真相解明を頑なに拒んできました。出演者、ディレクター、取材対象者、視聴者が放映直前の番組改変について問題提起してきたにもかかわらず、NHKは企画趣旨に変更がなかったという文句だけを執拗に繰り返してきました。その結果、本件番組に対する視聴者の疑念はついに晴れることはありませんでした。なぜ、放映直前になって「人格権に対する配慮」を欠くまでの「編集の行き過ぎ」が生じたのか、そのプロセスや原因についての具体的な事実の解明が不十分なままに終わりました。NHKは記者会見で、今後「出演者の権利と放送倫理に一層配慮するよう努めていきます」と述べていますが、この文言がきわめて空虚なものと感じられるのはそのためです。NHKによる自主的な真相解明が何よりも必要とされています。

以上の点から、私たちはNHKに次のことを要求します。

1. BRCが、NHKは人格権に対する配慮を欠いた編集をしたと判断したことに対して、視聴者への説明責任をはたすために、公共放送としての公式見解および具体的な対応策をあらためて公表すること。
2. そのうえで、本件番組において「編集の行き過ぎ」が起こった経緯および原因を自主的に解明し、一般に公表することで、視聴者の疑念に答えること。
3. それを踏まえ、今後、今回と同様の放送倫理違反を繰り返さないための具体的な方策を明示すること。

これを受け取って2週間以内に、上記要求について文書で回答することを要望します。

メディアの危機を訴える市民ネットワーク事務局

冠省

6月20日付けで当会長宛にいただきました貴協会よりの見解と要望書につきまして、秘書室からの指示により、小職からお返事申し上げます。

小職からこの件につきまして、当該部局に回答を要請しましたところ、以下のような回答がありましたので、お知

らせ申し上げます。

6月20日付けで貴事務局より「BRC決定についての私たちの見解と要望」と題した文書を頂きました。

平成13年1月30日にNHK教育テレビで放送した「ETV2001 シリーズ 戦争をどう裁くか」の第2回「問われる戦時性暴力」に関して、本年3月31日に放送と人権等権利に関する委員会（BRC）から通知を受けた「委員会決定」に対する公式見解を明らかにせよとのご要請ですが、NHKは、BRC決定の当日、広報局名で以下のコメントを発表するとともに、記者会見を開いてNHKの基本的な立場を明らかにしています。

「今回の決定が、『企画の趣旨・意図が変更されたとまでは言えない』、『名誉毀損は成立しない』とした点は、当然だと思います。

ただ、本件について、『申立人への説明や了解を経ないまま編集を行った』ことを放送倫理に違反するとした点は、放送番組編集の自由の観点から見て、残念な結論です。

NHKは、今回のBRC決定の趣旨を誠実に受け止め、出演者の権利と放送倫理に一層配慮するよう努めていきます。

なお、裁判で係争中の問題の取り扱いについては、BRCが判断基準を明確に示さないまま審理を行なったことは、今後課題を残したと思います。」

今回のBRC決定についてのNHKとしての公式見解は、このコメントですでに明らかにしているとおりです。

この番組については、当初の企画意図に沿っているか、公正性は保たれているかなど様々な観点から検討し、責任を持って放送しましたが、コメントでも述べましたように、NHKは、BRC決定の趣旨を誠実に受け止め、出演者の権利と放送倫理に一層配慮するよう努めているところです。何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

草々

平成15年7月3日

NHK視聴者ふれあいセンター  
センター長  
岡本信行